令和８年（フ）第２１５号
千葉県成田市駒井野268番地１
破産者　株式会社ギャラリーココ
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第２１６号
東京都杉並区堀ノ内１丁目８番34―306号
破産者　岡本　兼一
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第４４６号
川崎市麻生区東百合丘１丁目１番16号
破産者　有限会社赤塚住宅クリーニング
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和７年（フ）第３２４号
岐阜県羽島郡岐南町平島九丁目51番地
破産者　すまいる工房株式会社
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第１５００号
名古屋市港区船見町34番地の10
破産者　株式会社名港花き資材
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１６０８号
愛知県大府市長草町山口39番地の２
破産者　株式会社ＷＡ
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１６７号
三重県鈴鹿市岸岡町2988番地の３　フィーゴ南風205
破産者　小﨑　蓮也
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

令和７年（フ）第４０号
京都府京丹後市弥栄町溝谷3688番地
破産者　上田建設株式会社
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所宮津支部

令和７年（フ）第７３１号
岡山市北区津島中一丁目１番１号岡山大インキュベータ213号
破産者　フェムトディプロイメンツ株式会社
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１３号
最後の住所　福岡県宮若市本城1356番地１
破産者　奥島建設こと亡奥島次男相続財産
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所直方支部

令和８年（フ）第１４３号
北海道帯広市東２条南６丁目３番地２
破産者　山本巧建工業株式会社
１　決定年月日　令和８年10月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

令和８年（フ）第１１２４号
東京都調布市上石原１丁目47番地43ヴィルヌーヴⅡ202
破産者　辻　　明琉
１　決定年月日　令和８年10月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１２５９号
東京都八王子市子安町３丁目19番８号プライムあがた203号
破産者　平尾　智子
１　決定年月日　令和８年10月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１３２５号
東京都八王子市寺田町432番地グリーンヒル寺田12―１
破産者　須田晋之介
１　決定年月日　令和８年10月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１４１４号
東京都東大和市南街５丁目41番地の９パープル南街301号
破産者　田澤　　俊
１　決定年月日　令和８年10月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１４５１号
東京都武蔵野市境南町２丁目10番６―611号メゾン・ド・ソレイユ
破産者　岸田　佳久
１　決定年月日　令和８年10月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１４５５号
東京都昭島市大神町３丁目３番４号アルセＡ203号
破産者　伊藤　和哉
１　決定年月日　令和８年10月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１６３９号
千葉市中央区生実町1862番地10
破産者　株式会社ラボータ
１　決定年月日　令和８年10月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第１５６８号
京都市下京区不明門通花屋町下る高槻町346番０―２サピエンスコート烏丸七条１Ｆ西側
破産者　株式会社悠愛
１　決定年月日　令和８年10月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和７年（フ）第１５７０号
大津市膳所二丁目10―３
破産者　大喜多株式会社
１　決定年月日　令和８年10月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第３３８号
京都府宇治市宇治蓮華21―２
破産者　株式会社一期一会
１　決定年月日　令和８年10月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係